61

61期リレーエッセイ

私は，東京大空襲訴訟の原告側弁護団に参加している

会員　柿沼 真利

東京大空襲訴訟について

東京大空襲とは，アジア太平洋戦争中である1945年（昭和20年）3月10日午前0時7分から約2時間半に渡って，現在の東京都墨田区・江東区・台東区近辺で，米軍が行った空襲のことである。この空襲において，米軍は，325機のB29爆撃機で来襲し，約33万発といわれる焼夷弾を投下した。

その結果，約10万人の人々（民間人，特に女性，子どもを含む。）が殺害され，約100万人の人々が家・財産を失った。まさしく，歴史に残る非人道的な大量虐殺と言えるであろう。

そして，東京大空襲訴訟とは，この東京大空襲の被災者・亡くなった方々の遺族の方々が，日本国に対して，被害の救済，謝罪を求める国家賠償請求訴訟であり，東京大空襲から62年経過した2007年（平成19年）3月9日に提起された。原告は，翌2008年3月10日に行われた2次提訴の方々を含めて132名という大規模訴訟である。

本訴請求の法的構成

ここで，この文章をお読みの方は，疑問に思うかもしれない。

「大空襲は米軍によるものなのに，日本国が損害賠償責任の主体になるのか」

「大空襲は64年も前の事件なのだから，すでに除斥期間が経過しているのではないのか」

法律家としては，このような疑問が浮かぶかもしれない。

しかし，この訴訟は，「戦後，日本国が，自国の空襲被害者の救済をすべき法律上の義務があったのに，これを放置し続けてきた」という不作為を，不法行為として構成している。このように構成することで，日本国を損害賠償責任の主体とすることができ，さらに除斥期間の経過による権利の消滅を回避できるのである。

戦争被害受忍論の不条理

ただ，最高裁はかつて「戦争犠牲ないし戦争損害は国の存亡にかかわる非常事態のもとでは，国民のひとしく受忍しなければならなかったところであって，これに対する補償は憲法の全く予想しないところというべきである」という，いわゆる戦争被害受忍論を採用し，国による戦争被害救済の法的責任を否定している（参照：最判昭和62年6月26日，最大判昭和43年11月27日）。

しかし，この判決は，「国の存亡にかかわる非常事態」の一言のみで，国民の深刻な戦争被害を放置することを認めてしまうものである。そこには，「国民は国家の戦争のために命も差し出せ」という大日本帝国時代の反人権的な価値観が垣間見える。このような思考は，アジア太平洋戦争により多くの犠牲が出たことを踏まえ，もう2度と戦争をしないという誓いのもと制定され，全世界の国民の「平和のうちに生存する権利」を保障している日本国憲法の精神，歴史的経緯からすれば，ただちに見直されるべきだ。

まとめ

この他にも，この訴訟には多くの壁があると言える。しかしこの訴訟は，この世界から戦争を無くし，全ての人々の平和な生存を作り上げていこうとする日本国憲法の本質を問いかける重要な意義のあるものである。現在は，第一審の証拠調べを終え，2009年5月21日の最終弁論・結審に向け，原告弁護団は鋭意奮闘中である。